

人権救済申立書

2011年8月30日

京都弁護士会会長 殿

申立人 京都府勤労者山岳会理事長 田原 裕
住所 京都市中京区壬生西土居ノ内町 35
TEL 075-313・1488

被申立人 鳴沢岳遭難事故調査委員会委員長 平林克敏
京都府立大学山岳会会長 塚本珪一

鳴沢岳遭難事故調査委員会・京都府立大学山岳会
事務局 井川 裕 住所 京都市北区紫野上御所田町 30
TEL 075-493・3647

「調査報告書」の記述は、故伊藤達夫氏の名誉・人権侵害と考えるので裁定をお願いします。

【経緯】

- 2009年4月北アルプス鳴沢岳で、伊藤達夫氏をリーダーとする3名の遭難死亡事故が発生しました。
- 2010年3月[鳴沢岳遭難事故調査委員会][京都府立大学山岳会]名で「平成21年4月北アルプス鳴沢岳遭難事故調査報告書」が発行されました。
- その報告書に、事実ではない事柄や故伊藤氏の人間性に関する記述がされており（「・・・左京労山の山仲間から異端児扱いされていたとの情報」「仲間や人を顧みない人間の生きざまがあるのだと思う」等）2010年10月 調査委員会・山岳会に「公開質問及び謝罪・訂正要求書」を提出しました。
- 2010年11月 相手側より話合いの申出があり、口頭でも事実と異なる箇所訂正と関係する団体及び個人への謝罪を要求しました。2010年12月 回答書を送付されてきました。
- 2011年3月「2010年12月20日付貴委員会及び山岳会の回答書について再回答を求めます」の文書を発送し、5月 話合いの場が持たれ、6月「2011年3月25日付貴連盟の書簡に対する回答」が郵送されてきました。

【裁定の趣旨】

「調査報告書」は科学的な論拠をもとに成されるべきもので、人格の否定につながりかねない記述は避けなければならないと考えます。まして事実と異な

る事柄からの類推や、個人の間性や人格・資質を一方的な見方で述べることはあってはならないと思います。

故伊藤達夫氏に関する記述は、伊藤氏が故人となり反論出来ない状況で看過する事ができません。「報告書」に書かれている伊藤氏とは全く反対の間性にふれている多くの仲間がいます。私達の聴き取りをしていただき、一刻も早く故伊藤達夫氏の名譽が回復されることを願っています。

【添付書類】

1. 平成 21 年 4 月北アルプス鳴沢岳 遭難事故調査報告書
2. 「平成 21 年 4 月北アルプス鳴沢岳遭難事故調査報告書」に対する公開質問及び謝罪・訂正要求書
3. 2010 年 11 月 23 日三者会談議事録
4. 2010 年 10 月 15 日付貴連盟書簡に対する回答並びに所見（其の 1/平林 5 頁
其の 2/塚本 4 頁）
5. 2010 年 12 月 20 日付貴委員会及び山岳会の回答書について再回答を求めます
6. 2011 年 3 月 25 日付貴連盟の書簡について（ご参考）
7. 2011 年 3 月 25 日付貴連盟の書簡に対する回答
8. 『岳人』2010 年 9 月号/編集室だより